

リサイクル・清掃事業の効率化と
負担のあり方について

答申 素案（案）

平成 24 年（2012 年） 月

練馬区循環型社会推進会議

目 次

	ページ
1 検討の背景	1
（1）循環型社会形成の推進	1
（2）練馬区の廃棄物と資源の状況	2
2 これまでの区における取り組みと課題	4
（1）取り組み状況	4
（2）課題	6
3 効率化と負担のあり方の検討	8
（1）発生抑制の取り組みの重要性	8
（2）再生利用の取り組み（リサイクル）の推進	8
（3）費用負担導入の必要性	8
（4）家庭ごみ有料化の手法の検討	10

巻末資料

諮問文	
練馬区循環型社会推進会議（第6期）委員名簿	
練馬区循環型社会推進会議（第6期）開催状況	

リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方

1 検討の背景

(1) 循環型社会形成の推進

国の状況

国は、平成 17 年 5 月、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の一部を改正し、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、負担の公平化、住民の意識改革を進めるため、ごみの有料化の推進を図るべき等を基本方針に含めました。平成 22 年 12 月には基本方針を一部改正し、循環型社会への転換をさらに進め、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組むことが必要としており、具体的な目標量を平成 19 年度に対し、平成 27 年度において、廃棄物の排出量を約 5%削減し、再生利用量を約 20%から約 25%に増加させるとしています。

東京都等の状況

東京都は、平成 23 年 6 月に東京都廃棄物処理計画を改定しました。

この処理計画の目標は、平成 27 年度の一般廃棄物の最終処分量を平成 19 年度比 60%減の 25 万 t としています。

目標を達成するため、3R(リデュース、リユース、リサイクル)施策の促進では、まず、発生抑制として、マイボトルを持ち歩く、宿泊時にマイ歯ブラシを持参するなど、都民のライフスタイルの見直しを促し、使い捨て製品をはじめとするごみの削減のために、事業者による自発的な取組を促進するようなインセンティブの検討などを行っていきとしています。また、リサイクルの促進では、不燃ごみとして埋立処分されている電気電子製品(家電リサイクル法の対象外のもの)からレアメタルの効率的な回収など新たな資源回収の可能性等について分析・調査し、効率的な回収方法について検討を進めるとしています。更に、家庭ごみの有料化については、東京都全体の共通課題として、調査・分析し、情報交換の場を設定するなど、積極的に導入の支援を行っていきとしています。

練馬区の状況

区は、ごみの中から資源を回収し、ごみ減量へとつなげる施策を実施しています。清掃事業が移管された平成 12 年度当初の区の資源回収品目は、古紙・びん・缶が主なものでしたが、現在ではこれらの他に、古布・ペットボトル・乾電池・紙パック・容器包装プラスチック・廃食用油についても資源として回収を実施しています。

さらに、平成 23 年度からは、粗大ごみや不燃ごみに含まれる金属類を回収する事業や家庭から回収した廃食用油を原料とする BDF(バイオディーゼル燃料)の自区内精製を開始するなど、区では、ごみの減量および

環境負荷の軽減に努めており、循環型社会の形成に向けて資源回収品目および回収量の拡充を図ってきています。

(2) 練馬区の廃棄物と資源の状況

資源回収量と収集ごみ量の推移

資源回収量は、平成 18 年度から平成 20 年度までは、横ばいの状況でしたが、平成 20 年 10 月、不燃ごみであった容器包装プラスチックを資源として回収することとした分別変更により、平成 21 年度以降、約 3 千 t 増加しています。資源の中で、びん・缶、ペットボトルについては、街区路線回収という方法により行なわれています。回収日の朝 6 時まで、定められた場所に回収用コンテナと回収用袋を受託事業者が設置し、朝 9 時からそのコンテナや袋を回収する方法で、平成 22 年度末では 11,238 箇所あります。

一方、区が収集するごみ量は、区民の減量の取り組みや経済状況の低迷などにより年々減少し、平成 22 年度のごみ量は 140,992 t で平成 18 年度より約 14% 減少しています。また、容器包装プラスチック等の分別変更により不燃ごみが大幅に減少しています。

可燃ごみや不燃ごみを収集している集積所の数は、平成 22 年度末で高齢者や障害者世帯の戸別訪問収集等を除くと 26,863 箇所あります。

図 1 資源回収量の推移

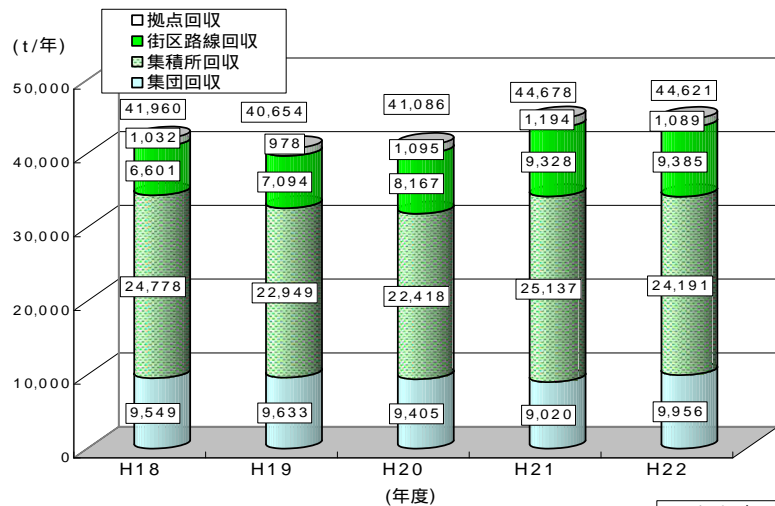
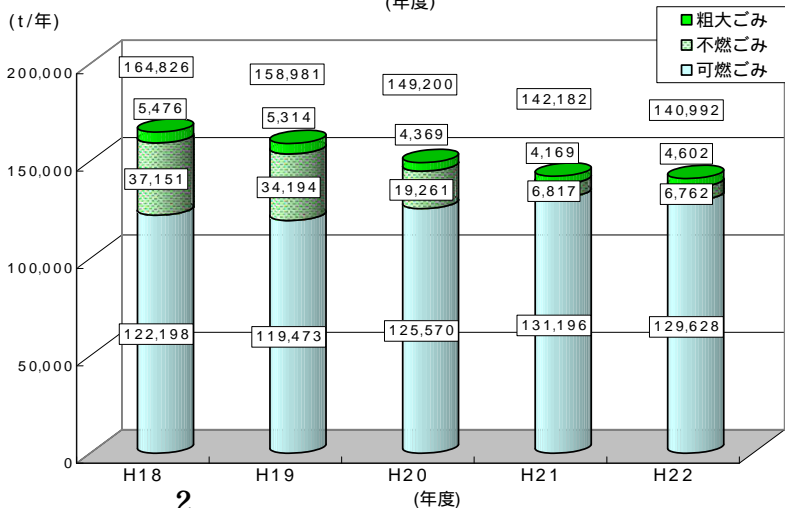


図 2 ごみ収集量の推移



リサイクル・清掃事業に係る経費の推移

ごみ処理に係る経費は、清掃一組の分担金や可燃ごみを搬入する清掃工場の建替え時の搬入先の変更による収集車両の増車等により、流動的な部分が多くあります。

平成 18 年度に 72 億 1900 万円であったものが、平成 22 年度は 69 億 3700 万円（約 3.9% 減）となっています。

これは、清掃一組の分担金が、算出方法の変更により減少したことが要因です。

資源回収に係る経費は、平成 18 年度に 11 億 6400 万円であったものが、平成 22 年度は 30 億 7400 万円（約 164.1% 増）となっています。これは、主に平成 20 年 10 月から容器包装プラスチックを資源として回収したことによるものです。

また、ごみ処理と資源回収を合わせた区民 1 人あたりの処理経費は、平成 18 年度は、12,140 円であったものが、平成 22 年度には 14,140 円（約 16.5% 増）となっています。

表 1 事業経費の推移

（単位：百万円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
通常事業経費	8,383	9,025	9,395	10,138	10,011
（内訳）ごみ	7,219	7,936	8,056	7,315	6,937
資源	1,164	1,089	1,339	2,823	3,074
人口(各年度の10月1日現在)	690,566	696,400	702,377	706,941	707,981

通常事業経費は、大規模改修費等の経費を除いている。平成 19 年度の資源循環センター建設用地取得費および練馬清掃事務所大規模改修費等と、20 年度の練馬清掃事務所大規模改修費等を除いている。

表 2 資源回収品目別の経費内訳（22年度決算）

品目	収集量 (t)	歳出		歳入 (千円)	1tあたりの 処理経費 (千円/t)	参考:21年度 1tあたりの 処理経費 (千円/t)	
		収集運搬 (千円)	中間処理 (千円)				
合計	34,663	1,773,022	742,167	355,529	62.3	63.2	
内訳	びん	5,389	364,388	129,000	619	61.1	63.4
	缶	2,196		46,581	76,075		
	ペットボトル	2,179	196,034	99,055	76,010	100.5	120.8
	紙パック	36	5,493	53,281	180	17.5	17.6
	古紙	18,794	404,625		133,749		
	古布	552	40,321	0	11,599	52.0	58.2
	容器包装 プラスチック	5,397	751,473	407,030	57,297	204.0	201.8
	廃食用油	19	2,625	0	0	138.1	115.9
	乾電池	101	8,063	7,220	0	151.3	134.9

ペットボトルの歳入には、再商品化合理化拠出金収入も含んでいます。

容器包装プラスチックの歳入は、再商品化合理化拠出金収入です。

再商品化合理化拠出金収入とは容器包装プラスチックの引渡し先である容器包装リサイクル協会による品質検査において良好な結果を得た自治体に対し、同協会から拠出金が配分される制度。

2 これまでの区における取り組みと課題

(1) 取り組み状況

第3期（平成16年度～平成17年度）の循環型社会推進会議では、一般廃棄物処理基本計画とリサイクル推進計画の改定時期にあたり、ごみの発生抑制やリサイクルの推進の視点から様々な検討を行っています。

特に廃プラスチックの処理については、平成16年5月に東京都廃棄物審議会の答申において「廃プラスチックは、貴重な資源であり、埋立不適物である。」としたことで、当区において資源回収または焼却処理による熱回収を行うのか議論され、焼却への安全性に懸念を抱く委員もいたが「焼却処理・熱回収を行うこともやむを得ない選択」としています。

しかし、その後、区は、廃プラスチックの資源化に係る対応の方向として、埋立処分場の延命化と資源の有効活用の観点から容器包装プラスチックを資源として回収することとし、平成20年10月から実施しています。

なお、答申では、今後の検討課題として、「今後も区として、国や都、他の自治体の動向を注視しながら、引き続き家庭ごみの有料化の問題を検討していく必要がある。」としています。

第4期（平成18年度～平成19年度）の循環型社会推進会議では、発生抑

制のより一層効果的な施策が求められ、その重要な施策の一つとしての家庭ごみの有料化があるとし、家庭ごみの有料化について様々な視点から検討を行い、有料化のメリット・デメリット、検討課題を整理し、「家庭ごみの有料化は、有力な発生抑制策の一つであるが、区民に直接的な負担を求める施策であり、実施にあたっては、区民の理解と協力が何よりも必要であり、検討課題などについて一定の整理を行ったところであるが、これらを踏まえ、今後、国や都、他区の動向を注視しつつ、検討を一層深めていくべきである。」としています。

また、再生利用の取り組みでは、新たな資源回収品目として廃食用油について、石油燃料にかわる自動車の燃料やインクの原料として活用できる貴重な資源であり、分別対象品目として優先度が高いとしています。

区は、この廃食用油を平成 20 年 6 月から区立施設 30 箇所ですべて月 1 回収する事業を開始し、平成 22 年度末の回収箇所数は、41 箇所に拡大しています。

第 5 期（平成 20 年度～平成 21 年度）の循環型社会推進会議では、リサイクル推進計画の見直しについての審議や平成 19 年度、平成 20 年度のリサイクル推進計画進捗状況に対する審議を行っています。

進捗状況において、集団回収リサイクルは、これまでのやり方では大幅な推進は見込めないため、集団回収を安定的に継続していくには、事業者への支援策を含めて考えていくべき等の意見が出されています。

区は、審議会での意見等を踏まえ、平成 21 年 3 月にリサイクル推進計画を改定しています。また、平成 23 年度から、集団回収において、古布回収を行っている回収事業者への支援も始めています。

本推進会議においては、平成 18 年度に策定された第 2 次練馬区一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 18 年度～平成 32 年度）（以下「第 2 次計画」という。）の改定にあたり、ごみ減量の目標値の検証を行ないました。

第 2 次計画では、平成 22 年度に区民 1 人 1 日あたりのごみの発生量を 570 g、平成 32 年度には 470 g とするものでした。（表 3、図 3 を参照）

平成 20 年度の廃プラスチックの処理方法の見直しに合わせ、廃プラスチックのうち容器包装プラスチックを資源として分別回収がされました。

このことから、平成 22 年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ量は、546 g と目標値を達成しています。

しかし、第 2 次計画の平成 32 年度の目標値である 470 g を達成するためには、更なるごみ減量につながる施策の導入が必要だと考えられることから、平成 23 年 3 月に改定した第 3 次一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）では、平成 32 年度の目標値を第 2 次計画から引き継ぐこととして改定されています。

表3 区民1人1日あたりの目標値

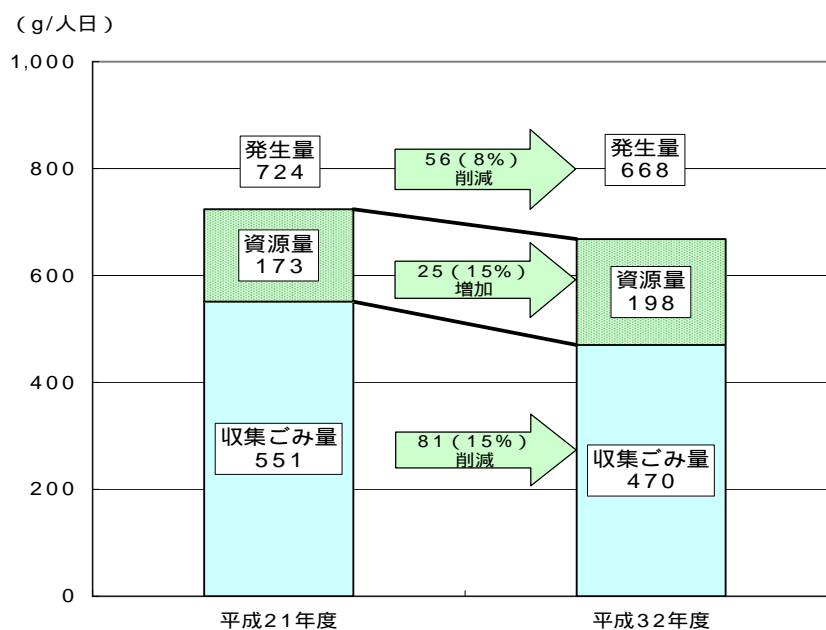
	指標	式	平成21年度	方向	平成32年度	平成21年度比
区民1人 1日あたり (g/人日)	収集ごみ量	A	551		470	-15%
	資源量	B	173		198	15%
	発生量	C=A+B	724		668	-8%
	中間処理施設での資源回収量	D	8	-	7	-13%
	総資源量	E=B+D	181	-	205	13%
リサイクル率	F=E/C	25%		31%	+6ポイント	
持込ごみ量(t/年)	G	25,083	-	25,919	3%	

(注)端数処理のため各項目の合算値と合計値が合わないことがある。

(注)人口は、各年10月1日現在

平成32年度の年量は、目標値×365日×人口の将来予測(739,612人)で求める。

図3 目標値のイメージ図



(2) 課題

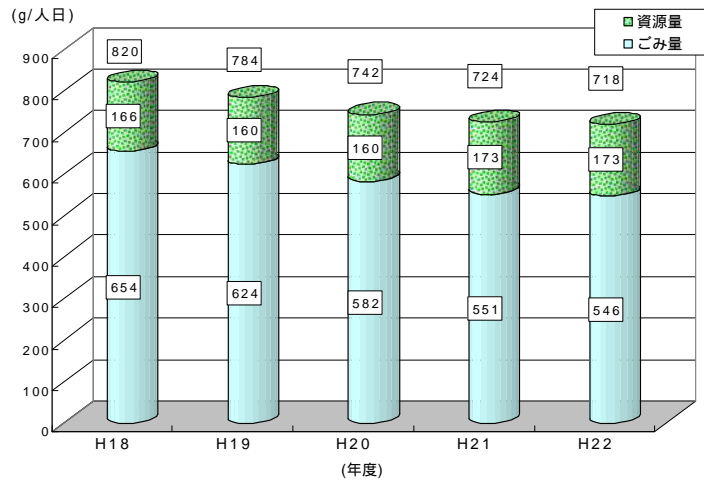
発生抑制の推進施策の導入

区が収集したごみ量と回収した資源量の合計は、平成18年度の820g/人日から平成22年度の718g/人日へと減少しています。(図4参照)

このことは発生抑制が進んできたことを示していますが、平成32年度の目標値である668g/人日を達成するためには、新たな施策の導入についての検討を進めていく必要があります。

また、ごみの発生が少ない生活スタイルへの転換を促すような啓発活動が必要です。

図4 区民1人1日あたりの発生量の推移



分別の徹底および新たな資源回収の検討

平成 22 年度の資源・ごみ排出実態調査によると、可燃ごみの中には 20.8%、不燃ごみの中には 21.8%の資源化可能物が含まれていました。

これは、排出者が適正に分別することで、ごみ量を 28,437 t（平成 22 年度のごみ量比 20.2%）も削減でき、同時に資源化することができます。

また、不燃ごみの中には、13.4%のその他金属ごみが含まれています。これは、なべ、やかん、フライパン等の台所から出る金属製品などが主なものであり、現在の回収方法は、練馬区資源循環センターに持ち込むしか方法がありません。

区は、分別の徹底を図るとともに、資源を回収しやすい仕組みづくりにするための検討を進める必要があります。

図5 可燃ごみの組成分析結果

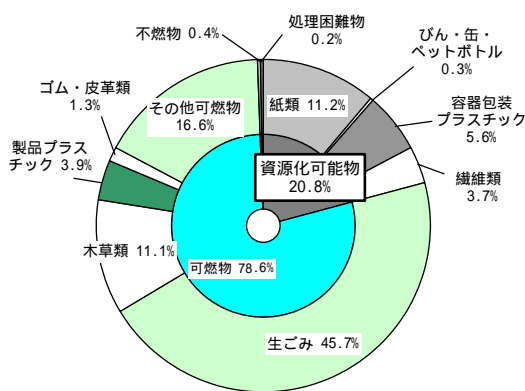
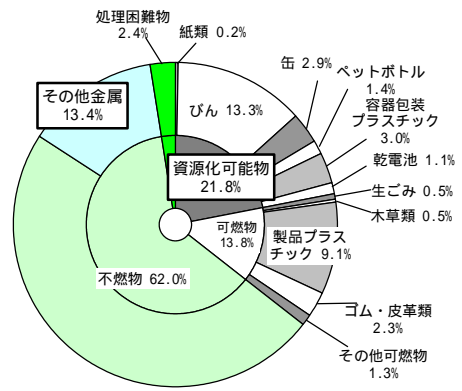


図6 不燃ごみの組成分析結果



清掃事業の効率化や負担

平成 22 年 12 月に国が一部改正した基本方針においては、地方公共団体の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきとしました。この基

本方針を踏まえるるとすると、 で述べた課題解決のために区は、費用対効果を考慮するとともに、経済的インセンティブも働くような施策を進める必要があります。

リサイクル事業の効率化

資源回収方法の一つとしては、集団回収があります。

これは、町会・自治会、管理組合、P T A等が自主的に回収するもので、集団回収団体として登録することにより、回収団体に資源の回収量 1 kgあたり 6 円の報奨金が区から支給される制度があります。

行政回収は、すでに民間事業者への委託化が実施されているものの、リサイクル事業にかかる 1 tあたりの処理経費は約 69,000 円であり、集団回収の報奨金支出額と比べると 10 倍以上の経費が掛かっています。

リサイクル事業の更なる効率化を図るためには、区民は集団回収に積極的に参加・協力していくことも必要です。

3 効率化と負担のあり方の検討

(1) 発生抑制の取り組みの重要性

循環型社会推進基本法では、廃棄物の発生抑制・循環利用を進めるために廃棄物について第 1 に発生抑制、第 2 に再使用、第 3 に再生利用、第 4 に熱回収、第 5 に適正処理という優先順位をつけています。

発生抑制は、廃棄物そのものを減らすため、環境負荷の低減はもとよりごみや資源の処理経費も抑制することにつながります。また、再使用、再生利用も最終処分量を減らすことができます。

こうしたことから、区民が身近に取り組める例示として、マイバッグを持参しレジ袋を辞退すること、過剰包装商品を選択しないこと、リサイクルのための分別を徹底することなどを促す啓発事業を進める必要があります。

(2) 再生利用の取り組み(リサイクル)の推進

資源の排出しやすさの構築

びん・缶、ペットボトルは、街区路線回収により回収しており、その回収場所数は、平成 22 年度末で 11,238 箇所です。一方ごみの集積所は、26,863 箇所となっており、こうした排出場所数の違いは、排出する区民にとっては資源回収場所なのかごみ収集場所なのか非常に分かりづらい状況だと考えられます。

平成 22 年度の区の資源・ごみの排出実態調査によれば可燃ごみに 0.3%、不燃ごみに 17.6%、容器包装プラスチック回収に 2.6%、それぞれにびん・缶、ペットボトルが含まれています。

こうした状況から区は、分別の徹底について普及啓発を図ることとともに、びん・缶、ペットボトルを出しやすくするために、回収場所の周知や回収場所を増やすように進めることが必要です。

新たな資源回収品目の検討

不燃ごみの中には、なべ、やかん、フライパン等の金属資源が約 900 t 含まれている計算となっています。この金属資源の回収を進めることも必要だと考えます。

また、可燃ごみの約 4 割を占めている生ごみの資源化について、腐敗による臭いの問題等で回収方法の難しさ等はあるものの、生ごみ処理機等の斡旋や助成制度を利用するように更に周知する必要があります。

集合住宅が約 6 割を占める当区では、各家庭で資源化（堆肥化）したものを全て、各家庭で利用することが難しいことから、効率よく区が資源化したものを回収し、利用することも検討する必要があります。

（3）費用負担導入の必要性

当推進会議では、国の方針等を踏まえ、他都市との事例を比較・検討したり、家庭ごみの有料化を実施している自治体に視察をしたりして、家庭ごみ有料化についての情報収集・整理を行いながら慎重かつ活発な審議を重ねてきました。

費用負担を導入している自治体では、ごみ量が 10%～20%前後減少しており、これは、この導入過程で行われるごみ問題についての議論が排出者のごみ減量に対する意識改革を高めるとともに費用負担という経済的インセンティブが働くためであると考えられます。

ごみの減量は、収集・運搬、焼却や破碎といった中間処理、埋立の処分量の減を意味し、ごみ処理に係る温室効果ガス排出の減少や環境負荷の低減にもつながります。

そして、最終処分場の延命化が図られるため、世代を超えた極めて重要な施策となります。

こうしたことから、当推進会議では、家庭ごみ有料化は発生抑制やリサイクルの推進を進めることと併せて、ごみ減量効果が大きく減量努力を経済的利益（排出者の負担の軽減）として享受することができ、区民の間の費用負担の公平化にもつながる有効な制度であるとの認識に達し、家庭ごみ有料化を導入すべき時期に来たと考えました。

しかし、この施策は、住民に直接的な負担を強いるものであることから、導入するにあたっては、住民に十分かつ丁寧な説明をし、理解と協力を得ることが必要だと考えています。

この施策をより効果的に実施していくためには、区民の負担の公平性を担保することが重要です。具体的には、料金逃れによる不法投棄や不適正排出をいかに防止できるかです。そこで一部の自治体では、費用負担の導入と同時期に、ごみの収集方法を「集積所収集」から「戸別収集」に切り替えて対応しています。現在、区では、ごみを自ら集積所へ持ち出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に限定して、資源・ごみを各家庭の玄関先まで取りに

行く「戸別収集」サービスを実施していますが、この方法を全世帯に拡大することで、以下のような効果が期待できます。

ごみを集積所まで持ち出す必要がなく排出時の負担が軽減される。

排出者が特定できるため不適正排出時に個別の指導を行えることで今後の分別協力率が高められる。

これまで自宅の前が集積所だった方の不快等について改善される。

また、分別意識の向上や排出抑制効果、ごみ袋を持って街中を歩いていれば不自然であることから不法投棄対策にもつながります。

このようなことから、区は、費用負担の導入に際しては「戸別収集」の同時実施についても検討していくことが必要となります。

さらに、費用負担を区民に求めることや循環型社会の形成を推進するためには、更なるごみ減量への施策やごみ処理に伴うサービス向上となる施策を充実させることが必要です。例えば、資源の回収品目の充実を図ったり、ごみの減量に積極的に取り組んでいる区民をサポートしていくため、集団回収の報奨金や生ごみ処理機等への補助金の増額をしたりしていくなど、家庭ごみ有料化に伴う料金収入をリサイクル・清掃施策への還元に回す。

なお、この施策の導入については、ごみ減量など重要な施策となることは一致しているものの、委員からは「家庭ごみに費用負担を導入する前にやるべきことが、まだまだたくさんある。」「練馬区だけで、また一部の区だけで有料化は成り立たない。また実施しても区民の利益にならない。東京都の仕組み変更と連動して、区民の利益になるように考えるべき。」「導入は、慎重にも慎重をきすべきである。」等の意見も出されました。

(4) 家庭ごみ有料化の手法の検討

手数料の考え方と徴収方法

手数料体系は、主に以下の3種類があり、制度の分かりやすさや有料化制度の運用費用との関係などから多くの自治体では、その内の単純従量制が採用されています。

1) 単純従量制

使用するごみ袋の量(枚数)に応じて1枚目から手数料がかかる仕組み。排出量に応じて課金されるため制度が単純で区民に分かりやすく、制度の運用に要する費用が安価である反面、手数料水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性があります。

2) 超過量従量制

一定枚数のごみ袋またはシールを無料で配布し、その枚数を超えた段階で超えた枚数から初めて手数料がかかる仕組み。一定量までは無料なので、その量までの排出抑制が期待できる反面、その量を下回る排出抑制が働きにくかったり、世帯人数の把握など制度の運用に要する費用が多くかかったりします。

3) 二段階従量制

使用するごみ袋の1枚目から手数料がかかるが、一定枚数を越えた段階で手数料単価が引き上げられる仕組み。排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者に排出抑制が期待できる反面、世帯人数の把握など制度の運用に要する費用が多くかかったりします。

手数料の徴収方法については、有料指定袋販売による方法と、有料シール（ごみ収集手数料分の専用収入印紙を販売）を貼付する方法の2種類があります。

多くの自治体で採用されているのが、有料指定袋による方法です。その理由としては、有料指定袋にすると、収集員や市民からごみ袋の判別が容易にできるため、不法投棄への監視がし易くなったり、レジ袋がごみ袋として利用できないために、レジ袋の抑制に繋がってマイバックが普及することになり、ごみの発生量が減少できたりするメリットが挙げられています。一方、シールを貼付する方法では、レジ袋を引き続きごみ袋として活用できる反面、レジ袋の発生抑制が進まないことや、ごみ袋の大きさに比べ料金不足などの不適正貼付が生じることや、シール貼付の確認のために収集に時間がかかることなどが挙げられています。

負担割合とごみの減量効果

費用負担の導入は、ごみ処理経費全額を排出者が負担するわけではありません。当推進会議では、家庭ごみを有料化する場合でもごみ処理経費の1割～3割程度を排出者が負担することが望ましいと考えます。

家庭ごみの有料化を導入した自治体のうち、単純従量制を採用し、導入から5年が経過した時点での自治体の手数料水準とごみの減量効果を見ると、導入翌年度は、どの価格帯についても減量効果が見られますが、5年目の年度は、10～20円（40または45袋）といった低い価格帯についてはごみ量が2%程度増加するリバウンド方向に転じています。

このように、手数料水準が低いと経済的インセンティブの働きが弱いため、ごみの減量効果は長く続かない傾向が伺えます。

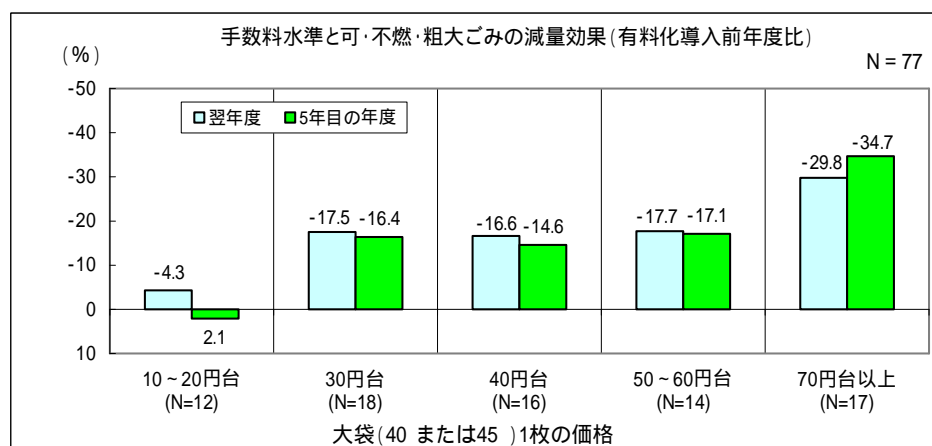
なお、手数料の負担が著しく困難な世帯あるいは紙おむつといった特定のごみに対しては、社会的配慮として手数料免除基準を設けている自治体があります。

表4 ごみ袋(10) 1枚あたり20円とした場合の
1世帯あたりのひと月の負担額

	可燃ごみ(週2回)	不燃ごみ(月2回)
平成21年度の月平均の収集ごみ量 (t)	10,933	568
1世帯1月あたりのごみ量 (g /世帯・月)	34,023	1,768
1世帯1月あたりのごみ袋 (10) 使用枚数 (枚)	19	1
ごみ袋 (10) の仮想単価 (円/枚)	20	
仮想の単価に基づく1世帯(2.2人)あたりの 月平均負担額 (円)	可燃ごみ =	19枚
	不燃ごみ =	1枚
	合計 =	20枚
	@20 × 20枚 =	400円

小数点以下を四捨五入(ごみ袋使用枚数のみ小数点以下を切り上げ)。
ごみ袋(10)に入れられるごみの重量は、1,877gで換算。

図7 手数料水準別ごみの減量効果



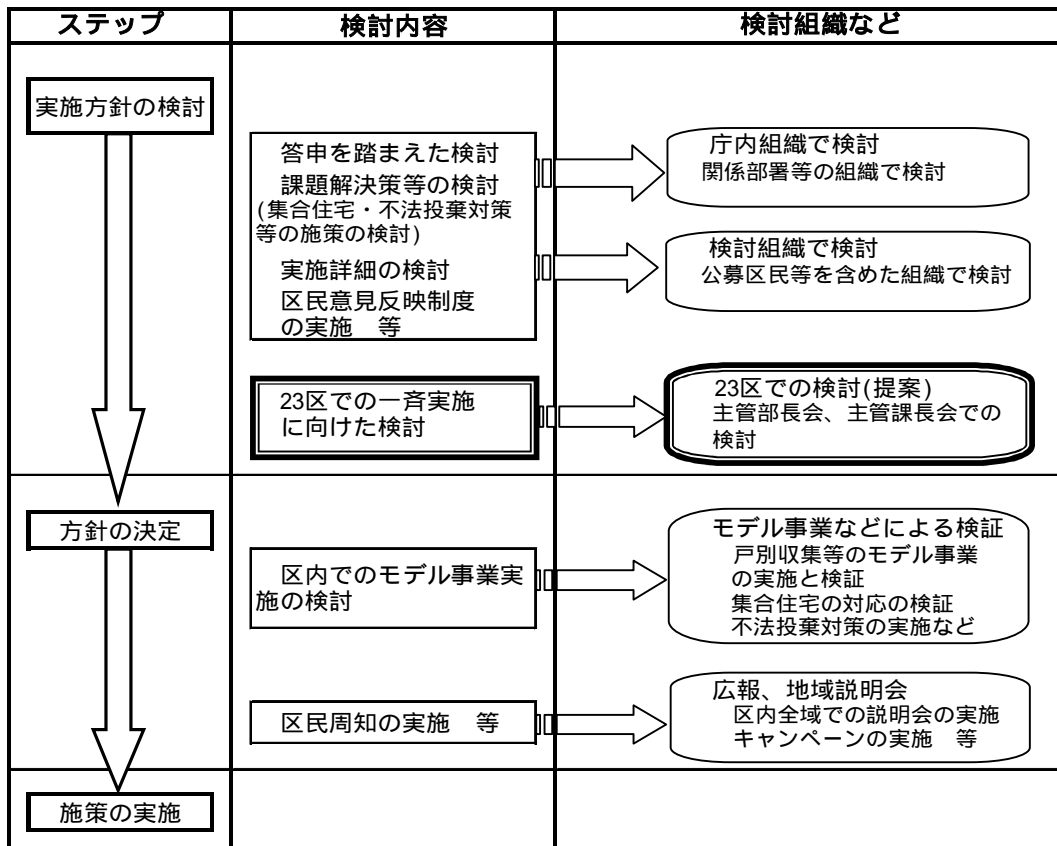
出典：東洋大学教授山谷修作氏ホームページより

導入までの課題

この答申を踏まえ、区は、ごみ減量施策や費用負担導入の実施方針を検討していくことになると考えられます。

また、23区での一斉実施に向けた検討を他の22区に提案したり、区内でのモデル事業の実施をしたりすることとなりますが、その際は、区民意見反映制度(パブリックコメント)やきめ細やかな説明により区民の声を広く聞くとともに、区民の理解・協力を得られるよう、最大限の努力をしていくことが必要です。

図8 導入までのイメージ図



資料を修正しました（平成 24 年 5 月 31 日）

4 ページ 表 2 資源回収品目別の経費内訳（22 年度決算）

品目	収集量 (t)	歳出		歳入 (千円)	1tあたりの 処理経費 (千円/t)	参考:21年度 1tあたりの 処理経費 (千円/t)	
		収集運搬 (千円)	中間処理 (千円)				
合計	34,663	1,773,022	742,167	355,529 298,232	62.3 64.0	63.2 64.3	
内 訳	びん	5,389	364,388	129,000	619	61.1 71.1	63.4 68.3
	缶	2,196		46,581	76,075		
	ペットボトル	2,179	196,034	99,055	76,010	100.5	120.8
	紙パック	36	5,493	53,281	180	17.5	17.6
	古紙	18,794	404,625		133,749		
	古布	552	40,321	0	11,599	52.0	58.2
	容器包装 プラスチック	5,397	751,473	407,030	57,297	204.0	201.8
	廃食用油	19	2,625	0	0	138.1	115.9
	乾電池	101	8,063	7,220	0	151.3	134.9